

No.	コメント内容	コメント回答
2560	<p>1113-1 (全般) 3. (1)変更の概要(P5~)の設工認名称と、仕様表の名称が一致していないものがある。考え方を整理して説明すること。 (例) 「シリンダピット」(p58)は、「原料貯蔵所」の仕様表(P1095)に含まれている。 「仕上りペレット貯蔵棚」(P60)は、仕様表(p1332)の名称が「仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)」になっている。 「気体廃棄設備(1)給気ファン(3)(分析室、分光分析室給気系統(2))」(P62)は、仕様表(P1549)の名称が「気体廃棄設備(1)給気ファン(3)」になっている。 「気体廃棄設備(1)給気ダクト・ダンパ」(P63)は、仕様表が2つ(P1576.1591)に分かれている。 「保管廃棄設備廃棄物貯蔵設備(5)」(P75)の仕様表がない。</p>	<p>・シリンダ貯蔵ピット 安全機能番号の付いている設備で、建物と一体構造の設備あるいは付随設備は建物の仕様表に含めて記載しています。 ・仕上りペレット貯蔵棚 変更の概要では総称機器名称として仕上りペレット貯蔵棚と記載しているのに対し、仕様表では個別機器名称として仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)と記載しています。 ・気体廃棄設備(1)給気ファン(3)(分析室、分光分析室給気系統(2)) 変更の概要と仕様表では名称が異なっているので、整合させます。 ・気体廃棄設備(1)給気ダクト・ダンパ 仕様表は設置場所で2枚に分けています。そのため、変更の概要では員数を2式と記載しています。 ・保管廃棄設備廃棄物貯蔵設備(5) 「付属建物第3廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵設備(5)」として、P1503~1504に記載しています。</p>
2561	<p>1113-2 (地盤) ADU受けホッパ(P240)は、ロータリーキルン(p254)の一部であるADU設備共通架台に設置している。「土間コンクリートに設置」ではなく、「耐震強度を有する設備・機器により支持」と記載すべき。(地震IL以外のILと同じ整理) 同様の設備・機器は多数あるので水平展開すること。</p>	<p>土間コンクリートに設置された共通架台に設置している設備は、共通架台が土間コンクリートによって支持されているという考え方にに基づき、共通架台に設置している設備は土間コンクリートに設置という整理としています。 (5次申請の表イ設-14充填装置と同様の記載です。)</p>
2562	<p>1113-3 (搬送) 添設設7-1-1表(P5630)について、成形施設の本成型用プレスと同様の構造の粗成型プレス(P2980)は影響評価の対象としないのか。(同様だから、本成型プレスで代表させて?)</p>	<p>本成型用プレスは申請機器に搬送設備のペレットコンベアが含まれているため添設設7-1-1表に記載しています。[283]粗成型用プレスの申請範囲はプレス本体のみなので、添設設7-1-1表に記載はしていません。なお、粗成型用プレスの搬送設備である[286]スラグコンベアは同表に記載しています。</p>
2563	<p>1113-4 (搬送) P5627. 仮焼ポート用台車、大型粉末容器用クレーン、運搬台車、電動リフトについては、許可の安全機能一覧(p51~)では、落下防止が記載されているだけで、停電時保持機能は記載されていない。許可から記載が追加された経緯如何。</p>	<p>ご指摘の機器については、上下方向に動作する機器であり人体への影響が否定できないことから停電時保持機能を付与しました。落下防止機能の一部として考えておりましたが、ご指摘を踏まえ添付説明書にて許可との相違点として明記し、許可との相違点リストに追加することとします。</p>
2564	<p>1113-5 【化学処理施設】 ○表イ設-37 ロータリーキルン(P255) ・地震[6.1-設4]インターロックの制御部は・・・地震インターロックの制御部は・・・ (他の関係箇所も共通) ・ロータリーキルン炉芯管の支持方法、支持部の構造について説明のこと。(図イ設-37)</p>	<p>・拝承。地震インターロックに関する記載については、ご指摘反映し、補正申請に反映させていただきます。 ・炉芯管の水平方向と軸方向をローラーで支持する構造としています。(図イ設-37(2/16)を参照ください。)</p>
2565	<p>1113-6 ○表イ設-41 サンブラ(P265) 地震 サンブラフードボックス → フードボックス(サンブラ)では? (表イ付1申請機器名称対象表 121本設工認名称もサンブラーフードボックス(サンブラ)では?)</p>	<p>仕様表の「地震による損傷防止」欄の部位名称の記載は、機器図の耐震評価部位(口囲い)の名称を記載する要領としています。表イ付1「申請機器名称対象表」については、仕様表の「機器名」を記載しています。</p>
2566	<p>1113-7 【成形施設】 ○表ハ設-6 バックアップフィルタ(P621) バックアップフィルタは、(271)(279)の2種類あるが、設置場所、機器名、変更内容等にある(1)~(3)がいずれの申請機器に対応するかが不明。</p>	<p>バックアップフィルタ(1)~(3)がどの安全機能番号かわかるように、添付図(図ハ設-5、15、17)の右上に記載の表内に安全機能番号を記載して識別しています。なお、安全機能番号との対応は、[271]:(1)、[279]:(2)(3)となります。 なお、仕様表の「地震時の損傷の防止」欄でも識別が可能です。</p>
2567	<p>1113-8 ○表ハ設-40 ペレット外観検査装置(P698) 員数検査装置(343)は5基だが、金属容器受(343)は許可では7基、これも5基ということか。(異なるのであれば、区別した記載が必要)</p>	<p>[344]金属容器(ペレット)受と[343]ペレット外観装置(外観検査用)のそれぞれの基数(組み合わせ)は、添付図(図ハ設-78、79、80、81、82)の右上に記載の表内に安全機能番号とあわせて記載しています。なお、本事例のような場合(仕様表に記載の申請機器に対してそれを構成する安全機能設備・機器が1対1でない場合)については、仕様表の員数欄に()書きで「[344]金属容器(ペレット)受○基含む」を追記します。</p>

No.	コメント内容	コメント回答
2568	1113-9 ○表ハ設-51 焼結設備 連続焼結炉(1) 図ハ設-51(P3037)において、ボートの運搬部の構造(A-A矢視)、地震時の支持機能の有無について説明のこと	当該図のA-A矢視によるボート運搬部のボートは、耐震1類で評価された焼結炉本体内に充填された耐熱レンガにより支持されています。具体的には焼結炉内ではボート底面をレンガにより支持しています。ボート運搬時にはボート部側面をレンガがガイドする構造です。
2569	1113-10 ○表ハ設-61 連続焼結炉(加工棟)(P740) ・地震 地震計取付ボルト()の記載がない。(他の機器では記載) ・図ハ設-61(P3119) 本体上部のクレーンが設備の構成機器に示されていないが目的は何か。上部の2点鎖線は何を示すものか。又、これらは、地震時、炉本体への波及的影響はないか。	・表ハ設-61及び別表ハ設-61に取付ボルトの情報を記載します。 ・図ハ設-112の本体上部にあるクレーンは、点検補修時に使用するもので、2点鎖線は点検補修時の足場、手摺り、クレーン、階段で、申請対象外設備のため注記で申請対象外であることを明確にします。なお、当該機器は耐震1類の連続焼結炉の耐震評価にて重量として負荷しています。また、当該機器については地震時に連続焼結炉へ波及的影響がないことを確認しており、それがわかるように本文(機器図)に「波及的影響がないことを確認」と記載することとします。
2570	1113-11 【被覆施設】 ○図二配-2(P3159) 被覆施設機器配置図 燃料棒搬送装置(渦電流検査装置2類)、γ線走査装置(2類)は、1類の燃料棒スタックコンベアに隣接しているが、地震時の波及的影響の考慮はないか。	耐震重要度分類が低位の設備が高位の設備に隣接している場合、据付部を評価することで、隣接設備に波及的影響がないことを確認します。 該当する機器は波及的影響がないことを本文(仕様表)に記載します。 (仕様表の耐震の重要度分類を記載している箇所に「隣接する高位の機器への波及的影響がないことを確認済み」と記載する。)
2571	1113-12 【組立施設】 ○表ホ設-16 燃料集合体検査ピット(P1033) 地震 燃料集合体嵌合台(1)~(3)の区別がない。全体を示すのであればアンカーボルト本数は×3になるのではないか。(図ホ設-17)	燃料集合体嵌合台(1)~(3)は同一構造で、独立していることから仕様表の”地震による損傷の防止”欄には代表して1基のみを記載していましたが、ご指摘を踏まえ仕様表にその旨が分かるように記載します。
2572	1113-13 【核燃料物質の貯蔵施設】 ○図へ設-11(P3309) 粉末貯蔵設備運搬台車 本設備は、常時、アンカーボルトにより固定されているのか。台車の取扱い方法について説明のこと。	粉末貯蔵設備運搬台車は、新規制対応で従来のピン固定からボルト固定に設計変更しており、台車として使用することはありませんが、名称については、従来通り事業許可や設工認の”台車”という名称を継続使用しています。
2573	1113-14 ○図へ設-38(P3348) UO2ペレット貯蔵設備仕上がりペレット貯蔵棚 転倒防止部(棚側の凸部を含む)が耐震計算部位に含まれない理由を説明のこと。	転倒防止部は耐震性を含む落下防止の観点で問題ないことを確認しています。棚側の凸部も同様ですが、構造的に評価の厳しい転倒防止部を代表として実寸法が必要寸法を満足していることを機器図に記載しています。なお、機器図の矢視を(1/2)と(2/2)で整合するように修正します。
2574	1113-15 ○表へ設-38(P1199) 仕上りペレット貯蔵棚 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)の10基は許可に記載なし。設備として考慮されていたものか。	許可で記載の「仕上りペレット貯蔵棚」が示す設備は、仕上りペレット貯蔵棚(136基)を装荷する架台を含むもので、架台も設備として考慮しており、耐震重要度分類も第1類としています。
2575	1113-16 ○図へ設-50(P3363) 燃料棒貯蔵設備 トラバーサ トラバーサは、地震時に浮き上がりが生じないか。転倒防止策は不要か確認のこと。	地震による転倒防止策として、レールを挟み込む構造となっていますが、現在の図ではわかりにくいので、機器図に当該部の拡大図を追加し、評価結果に追記します。 トラバーサ同様に、レールの上に設置されている設備の地震による転倒防止策を機器図に記載し、評価結果を添付説明書一設3-1の耐震評価結果に追加します。
2576	1113-17 ○図へ設-54(P3372) 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン 天井クレーンの走行レール部が耐震計算部位に含まれない理由を説明のこと。	走行レール部の耐震評価も実施しておりますが、クレーン本体の評価結果を代表して記載しています。

No.	コメント内容	コメント回答
2577	1113-18 ○図へ設-54 (P3376) 輸送物貯蔵設備 天井走行クレーン(容器管理棟) 第3類の天井クレーンの取り扱い、適合性説明(地盤)に当該クレーンを設置する建物(容器保管棟)の記載がない。	適合説明書(資料2設)に付属建物容器管理棟を追記します。
2578	1113-19 【放射性物質の廃棄施設】 (気体廃棄設備) ○図ト系1-10 気体廃棄設備(1) 転換加工室 局所排気系統(3)他 ・図ト系1-10 (3/5) 排ガス冷却装置・コンデンサ(共に2類)に接続される第3類ダクトとの境界がノズル位置に見えるが、第1支持点まで上位の耐震クラス(2類)になるのではないか。	排ガス冷却装置とコンデンサ(双方耐震重要度第2類)間のダクトは耐震重要度分類3類です。ご指摘の通り、第1支持点までは波及的影響を考慮し実態は耐震重要度2類で評価を実施しております。コメントNo.1113-20への回答に示す通り、基本方針書へ追記します。
2579	1113-20 ・排気系統の系統図に耐震重要度分類の色分けがあるが、同様に耐震クラスが異なる機器との接続部は、第1支持点までが上位クラスになる。注記等記載方法を検討のこと (基本方針書に添付説明書-設3-3付1にある考え方を追加のこと)	5次申請で記載した異なる耐震クラスの接続部における支持間隔の考え方を基本方針に追記します。
2580	1113-21 ・許可「安全機能一覧」の耐震重要度分類は、()内の配管、ダクトも含むのか？(排ガス冷却装置等の排気系統が3類のため)	[632]排ガス冷却装置-[633]コンデンサ間のダクトは[629]排気ダクト・ダンパであり、別の安全機能番号・耐震重要度分類となります。これらが明確になるように図ト系1-10(1/5)、(3/5)に安全機能番号[629]排気ダクト・ダンパを追記します。
2581	1113-22 ○図ト系3-12 気体廃棄設備(3)(P3515) 他 ・2F機械室給気口付近で、1類の給気エリア内に3類の内部構造物(フィルタ)があるが、1類のダクト、給気部分に波及的影響はないか。	フィルタは機能上耐震重要度第3類ですが、耐震上は耐震重要度第1類のダクトと一体として評価しております。
2582	1113-23 (液体廃棄設備) ○(760)集水槽(許可は集水ピット) ・表ト設-液16(P1784) 地震による損傷 当該機器は、許可の1類から第3類に変更されているが、変更理由、経緯について説明のこと	申請書P4256の表2、「事業許可との相違点リスト(3/10)」に以下の通り本申請における事業許可との整合性として説明させていただいています。 『事業許可では、加工棟成型工場廃液処理室の床面の窪みに設置する集水槽について、加工棟成型工場廃液処理室の床面も勘案して加工棟成型工場と同じ耐震重要度分類1類と分類して記載しています。 本集水槽を設置する加工棟成型工場は耐震重要度分類1類として設計し、その床面の土間コンクリートについても十分な支持性能を有する地表近くのローム層に支持される設計となっております。(2次申請 添付説明書-建2付録1)。 このことから、本設工認申請では、窪みに設置する集水槽を具体的な申請対象機器として記載しています。 当該の集水槽は、加工棟成型工場の手洗い水を貯留するためのものであることから、その安全重要度を鑑みて耐震重要度分類第3類として耐震設計を行う。』
2583	1113-24 p3541. 集水槽の安全機能番号が未記載。	図ト系-液2に集水槽の安全機能番号({760}集水ピット(集水槽))を記載します。
2584	1113-25 ○系統図の色分け(系統別)に耐震重要度分類系統図での重要度分類による色分け(重要度別)と同一のものがあり混同する。記載方法を検討のこと	図面単位で、色、線種の意図を凡例に示していますので、それに従い、系統図の内容をご確認願います。
2585	1113-26 [添付説明書-設3 設備の耐震性に関する説明書(基本方針書)] ○1.3設備機器の耐震評価方法(P5318) ・(2)はりモデルでは、FAP3、NASTRAN等解析コードの他に構造計算式(ロータリーキルン)も使用しているのではないか。設計方針に漏れがないか確認のこと。	「構造計算式」の評価方法も使用しております。添付説明書-設3の1.3.設備・機器の耐震評価の方法 (2)に「構造計算式」の文言を追加します。
2586	1113-27 ・P5319. 添説設3-1図 モデル選択フロー_図の中央及び*2にある「2次元構造」について、添説設3-2図に示す「3次元モデル」と混同するので、適切な記載を検討のこと。	添付説明書-設3 添説設3-1図中の「2次元構造を考慮する必要があるか」という文言を「はりモデルで適切に評価できる」と変更し、NOの場合はシェルモデルとするようフローを修正します。
2587	1113-28 ○添付説明書 設3-1(計算結果) ・P5327 添説設3-1-1表 化学処理施設 計算結果(2/3)ロータリーキルンの据付けボルトの評価が示されていない理由を説明のこと。	添説設3-1-1表の部位名称「ロータリーキルン(1)(2)」はロータリーキルンの炉芯管の評価結果を記載しています。炉芯管はNo.1113-5で回答のとおりローラーで支持する構造となっています。なお、ローラーはボルトで固定されているため、取付ボルトの評価結果を添説設3-1-1表に記載します。
2588	1113-29 ○添付説明書 設3-1-付1(許容限界の設定) ・P5338 2.2各種合成構造設計指針・同解説 アンカーボルトの許容限界に係わる記載で、同指針・解説をそのまま引用している部分については文献の該当箇所を示し、基本方針を記載すること。	2.2の内容を、各種合成構造設計指針・同解説の4.5章からの引用とします。

No.	コメント内容	コメント回答
2589	1113-30 ・P5346 表5(3/4)部材の許容限界(国)物質・材料研究機構金属材料データベースに基づく[]の許容限界について出典、許容限界値の妥当性について説明のこと	国立研究開発法人 物質・材料研究機構のデータベースへのアクセス要領は下記の通りです。 1. https://www.nims.go.jp/ にアクセス 2. 「研究情報」→「研究データベース」をクリック 3. 「matnavi」をクリック 4. 「kinzoku」のログインをクリック 5. 「JISG4902」を検索する。 参照が明確になるよう、以下の注記を追加します。 「国立研究開発法人 物質・材料研究機構のデータベース (https://www.nims.go.jp/)のJISG4902を参照」
2590	1113-31 ○添付説明書 設3-1-付2(はり要素による3次元FEM解析モデル) ・添付3 積載部材高さによるモーメントの考慮_個別機器の表が約18頁添付されているが、個別の記載は不要。基本方針書としてバランスのとれた記載を検討のこと。	積載部材高さによるモーメントの考慮要否の考え方は添付説明書一設3-1-付2 添付2に記載していますので、添付3は削除します。
2591	1113-32 ○添付説明書 設3-2(配管の耐震性に関する説明書) 5次申請を引用しているが、材料、温度等が5次で包絡されているのか。耐震重要度に応じた標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方について記載すること(耐震分類が異なる部分の標準支持間隔の考え方を含む)(P5373)	評価条件は5次申請のものに包絡されています。 標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方を、基本方針書に追加します。
2592	1113-33 ○添付説明書 設3-3(ダクトの耐震性に関する説明書) 配管に関するコメントと同じ。	評価条件は5次申請のものに包絡されています。 標準支持間隔法による支持間隔設定の考え方を、基本方針書に追加します。
2593	1113-34 ○適合説明書P4532 [5.1-建1] ・許容支持力の算定根拠を記載すること。 ○添付説明書-建2 ・地盤の許容応力度を記載すること。	建物・構築物(直接基礎) 建築基準法施行令第93条(地盤及び基礎ぐい)に基づいて定めています。 ローム層:長期・50kN/m ² 、短期・長期の2倍 密実な礫層:長期・300kN/m ² 、短期・長期の2倍 防護フェンス 長期許容応力度は、建築基準法施行令第93条(地盤及び基礎ぐい)、短期許容応力度は、道路橋示方書・同解説IV(下部構造)に基づいて定めています。 長期・50kN/m ² 、短期・長期の1.5倍 上記の許容応力度、及びその根拠を、適合説明書、添付説明書一建2(シリンダ洗浄棟)に記載します。
2594	1113-35 (貯蔵施設) ・燃料集集体貯蔵架台の耐震評価(旧8,870頁)にNUSTRANIによるシェルモデルで評価しているが、使用材料は鋼材であり、ヤング係数が低い物や2次元構造を考慮という説明(5,319頁)では不十分なので、再説明方。	図へ設-52(5/5) B-B断面に示す通り、構造部材として板が存在しており、3次元はりモデルでは適切に評価できないため、シェルモデルで評価しています。
2595	1113-36 (被覆施設) ・燃料棒ラインコンベアの内、チャンネルスタックコンベア(仕様表913頁)は8台の構成部材が有るが、同(6)は取り外し、(8)は一部取り外しの意味として、撤去するのか?最終的な姿が不明。(図二設-22(3,242頁))	燃料棒ラインコンベアを構成する設備のうち、チャンネルスタックコンベア(6)は全て取り外し、同(8)は一部取り外しのご理解で問題ありません。図二設-22(21/24)にハッチングで架台を取外す部位を記載しています。また、図二設-22(22/24)で架台部のみの図として架台取外し後の最終形状を記載しています。さらに、図二設-22(23/24)で架台取外しに係るアンカー撤去について記載しています。
2596	1113-37 (組立施設「耐震」) ・燃料集集体組立装置(1)~(3)のボルトサイズ×本数が外形図と耐震計算書の図が合っていない。(図木設-5(2/2)(3,267頁)と構造解析モデル図(旧8,402頁)整合性を確認のこと。	同一のベースプレートに金属拡張アンカーボルトと接着系アンカーボルトが混在する場合、耐震解析では保守的に全数を許容値の低い金属拡張アンカーボルトとして評価しているため、計算書の金属拡張アンカーボルトと接着系アンカーボルトの本数の内訳は外形図と異なっています。また、ボルトの大きさが異なる場合についても同様に外形図と異なっています。
2597	1113-38 (組立施設「耐震」) ・拘束力検査測定台や燃料集集体検査測定台のクランプポストの腕の長さ(評価値L1)が外形図に記載が無い。(図木設-9(3,273頁と旧8,434頁)他のクランプポストも同様。	クランプポストの腕の長さを外形図に記載します。